

令和6年9月26日

保道建設株式会社 一般事業主行動計画

労働者が仕事と子育てを両立させることができ、労働者全員が働きやすい

環境を作ることによって、全ての労働者がその能力を十分に発揮できるように

するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和6年10月1日～令和11年9月30日までの5年間

2. 内容 令和6年10月1日より実施

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする

対策 年次有給休暇の取得状況を把握する

従業員が有給休暇の取得しやすい環境整備

目標2：ノー残業デーの設定・周知

対策 所定外労働時間の現状を把握、従業員への周知徹底

目標3：子の看護休暇の導入・周知

対策 子供の看護のための休暇について、始業の時刻から連続せず、

かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認める